

議案第 6 号

橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例について

橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別職給与条例の一部を改正する条例

橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 略 (市長の給料月額の特例) 4～12 略 13 平成28年5月1日から平成30年6月30日までの間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 14 平成30年7月1日から平成30年7月31日までの間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の100に相当する額を減じた額とする。 15 平成30年8月1日から当分の間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 (副市長の給料額の特例) 16～23 略 24 平成28年5月1日から平成30年6月30日までの間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 25 平成30年7月1日から平成30年7月31日までの間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の100に相当する額を減じた額とする。 26 平成30年8月1日から当分の間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 (平成21年6月に支給する期末手当の特例措置) 27 略</p>	<p>附 則 1～3 略 (市長の給料月額の特例) 4～12 略 13 平成28年5月1日から当分の間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 (副市長の給料額の特例) 14～21 略 22 平成28年5月1日から当分の間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 (平成21年6月に支給する期末手当の特例措置) 23 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。